

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第3回会合）

議事要旨

1 日 時：平成25年10月16日（水）17：21－18：46

2 場 所：総理大臣官邸

3 出席者：

・「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」メンバー

岩間 陽子 政策研究大学院大学教授  
岡崎 久彦 特定非営利活動法人岡崎研究所所長・理事長  
葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長  
【座長代理】北岡 伸一 国際大学学長・政策研究大学院大学教授  
坂元 一哉 大阪大学大学院教授  
佐瀬 昌盛 防衛大学校名誉教授  
佐藤 謙 公益財団法人世界平和研究所理事長(元防衛事務次官)  
田中 明彦 独立行政法人国際協力機構理事長  
中西 寛 京都大学大学院教授  
西 修 駒澤大学名誉教授  
西元 徹也 公益社団法人隊友会会長（元統合幕僚会議議長）  
細谷 雄一 慶應義塾大学教授  
村瀬 信也 上智大学教授

（柳井 俊二座長は欠席）

・政府側

安倍 晋三 内閣総理大臣  
菅 義偉 内閣官房長官  
加藤 勝信 内閣官房副長官  
世耕 弘成 内閣官房副長官  
礒崎 陽輔 内閣総理大臣補佐官  
杉田 和博 内閣官房副長官  
谷内 正太郎 内閣官房参与  
高見澤 将林 内閣官房副長官補  
兼原 信克 内閣官房副長官補

（その他、内閣法制局、内閣府国際平和協力本部事務局、外務省、防衛省からオブザーバーが出席。）

### 3 議事概要

- (1) 安倍総理から、冒頭挨拶の中で、①政府は、日本国民の生存と日本国の存立を守る責任を有している、②憲法前文にあるとおり、日本は一国平和主義ではなく、国連の集団安全保障体制の下で自国及び国際の平和と安全を維持することを安全保障の課題としてきた、③我が国を取り巻く厳しい国際環境を鑑みれば、日本独りの力では、日本の安全を全うし得ない、それゆえに私たちは、国際協調主義を掲げるとともに、日米同盟を選択した、④同盟は互いに磨き続ける努力をしなければ、その活力を維持し得ない、私たちは、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、共に日本の安全とアジア太平洋地域を始め国際社会の平和と安全を支える覚悟が必要である、⑤安全保障の法的基盤の再構築に関する検討は、究極的には国民の生存と国家の存立を守り、その基盤となる国際社会の平和と安定を実現するためのものである、独りでは自国の安全を全うすることはできず、必要がある時には共に守り合い、共に正義を支え合い、共に秩序を守り合うことによって、より確実に国民の生存と国家の存立を守り、国益を守ることができる、といった旨の発言があった。
- (2) 北岡座長代理から、今回安倍総理から大変力強いメッセージを頂いた、総理は国際協調主義に基づく積極的平和主義を打ち出され、今国会に至るまで大変強いメッセージを出されており大いに励まされている、しっかりと議論を進めていきたい、といった旨の発言があった。
- (3) 引き続き、配布資料「我が国としてとるべき具体的行動の事例」について、この資料に記載された以下のような事例について、我が国として行動をとることができるよう法的基盤が整備されるべきとの考えが懇談会委員の間で議論された。また、これらの事例はあくまで例であり、判断は具体的な事情を総合的に勘案してなされるべきものであることから、これらの事例のみを合憲とすべしとの趣旨ではない、との認識が懇談会委員の間で共有された。
- 我が国近隣有事の際の①船舶の検査等、②米国等への攻撃排除、③ある時点で国連の決定があった場合の関連活動への参加
  - 我が国の船舶の航行に重大な影響を及ぼす海域（海峡等）における機雷の掃海
  - 米国が武力攻撃を受けた場合の船舶の検査等の対米支援
  - イラクのクウェート侵攻のような国際秩序の維持に重大な影響を及ぼす武力攻撃が発生した際の国連の決定に基づく活動への参加
  - 我が国領海で潜没航行する外国潜水艦が退去の要求に応じず徘徊を継続す

る場合（武力攻撃に至らない事態）の対応

（４）「我が国としてとるべき具体的行動の事例」についての議論の中で、その他、概要以下のような発言があった。

- これらの事例はあくまで例であるという点は是非強調すべき。こういったものに絞られている、という印象を与えてはいけない。
- 2008年の懇談会報告書にある4つの類型は当然我が国としてとるべき具体的行動の事例に該当し、その上で更にこういうものもある、という理解である。
- 報告書を書く際に具体的な事例を書くことはよいが、報告書の一番最初に、日本は集団的自衛権を有しており、ゆえに行使できるということを明記すべきである。
- 最も大切なのは我が国の安全と国民の生存にとって必要かどうかということである。我が国の安全、国民の生存、日米同盟の維持、国際平和の推進という側面から対応することは絶対に必要であり、具体的な事例については、いずれも憲法解釈上、対外措置を講じることが禁じられているとは考えられない。

（５）また、あるべき新しい憲法解釈についても議論が行われ、概要以下のような発言があった。

- 憲法第9条第1項について、法の歴史的発展に鑑みれば、武力による威嚇又は武力の行使によって解決してはならないとされているのは、国際紛争一般ではなく、歴史的に見ても、日本が関わっている日本と他国等の関係における紛争のことを言っていると解釈すべきである。
- 憲法第9条第2項の下でも保持が認められる実力が個別的自衛権行使のための実力だけであると解釈するのはおかしい。
- 従来解釈は誤りであったという評価でピリオドにしてしまってもよいのか。過去の解釈や政府の方針に問題があるとはしても、現在までの状況の変化を踏まえると従来解釈を変える必要がある、という立論にすべきで

はないか。

- 安倍総理の発言のとおり、日本国民の生命と日本国家の存立を守るということや積極的平和主義が大原則である。この大原則と、国際社会の現実、憲法の条文、この3つをベースとして憲法を解釈してはどうか。
- 60年代、70年代の外交資料が最近開示されてきているが、当時は、個別的自衛権と集団的自衛権とを分けず、歴代総理や内閣法制局、外務省関係者にも、憲法の前文にあるような一国平和主義を排して自国のことのみ専念するのではない、という国際協調主義の精神が明確にあり、PKO等国連の活動に参加できるということが明確に議論されていた。これを80年代に過度に狭くしたのを、もう一度緩めてはどうか。
- 解釈変更の次に立法措置が必要であるとの点を強調すべき。民法などでは憲法解釈の判例変更はよくあるが、安全保障に係る問題に関して日本の最高裁はほとんど判決を出してきていない。これは立法府が大きな役割を果たすべきであるというのが国民的合意であるからであり、解釈変更も、行政府と立法府とでやっていくのでよいのではないか。
- 日本をめぐる最近の安全保障環境の激変や我が国の地位を考えた場合に、①独立主権国家として守るべきものをきちんと守ることができるか、②同盟という観点から、新しい日米間の役割・任務の分担を進められるか、③積極的平和主義を標榜するにあたり、この地域はもとより国際社会の平和と安定に積極主導的に我が国が関与する、という3つの点を果たして我が国がきちんとやっていけるかどうかということが大きな問題である。
- 集団的自衛権行使容認の問題は、憲法解釈の問題ですらなく、単なる政策の問題である。これまで数次の自衛権に関する政策変更が行われてきたが、それと同じような形で政策的に決定すればいいことである。
- 本来は集団的自衛権の行使の対象となるべき事例について、個別的自衛権を拡張して対応しようとすることは国際法違反になる。
- 集団的自衛権の行使は義務ではなくて権利であるので、その権利の行使に当たっては政治が高い責任を負うものであるということは強調すべき。国家安全保障会議であれ、内閣であれ、国会であれ、非常に重要な判断の責

任を負う。

- 個別的自衛権は認められるが集団的自衛権の行使は認められないというこれまでの判断は、その時点での安全保障環境を踏まえている判断であって、それ以降に生じた様々な軍事技術の問題や脅威の問題、国際構造の変化の問題を考えるべき。
- 集団安全保障については、はっきりとこれまでの理解を変えて、国際的な警察活動の一環であり、そのための武力行使であるということにしないと、総理の掲げる積極的平和主義を実現し、きちんとした国際的な活動を行っていくのは難しい。
- 「武力攻撃に至らない侵害」に対する対応については、「低水準紛争状態 (low-intensity hostilities)」という概念、すなわち単独では武力攻撃にならなくても、これが集積する場合には武力攻撃とみなし得る、という理論はかなり有力に展開されており、国際司法裁判所でも否認されていない。

以上